

## ■ 区域指定案

・ 区 域 板橋区清水町、蓮沼町、本町（一部）

・ 指定理由

清水町、蓮沼町、本町(一部)は「板橋区都市づくりビジョン」において、点在する木造住宅密集地域において、地区計画などの多様な手法をあわせた防災都市づくりを推進し、木造住宅の建替え促進等による防災性の向上を図ることを目標に掲げられている。

清水町、蓮沼町の各地内の区域は、防災都市づくり推進計画において木造住宅密集地域に位置付けられており、要綱（４）に該当する。

本町(一部)の地内の区域は、避難道路である環状7号線や放射9号線（中山道）に面し、それぞれの沿道は、防火地域に指定されているが、避難道路である環状7号線から30m以遠に準防火地域が存在する。

清水町の区域指定に伴い、隣接する清水町との間にわずかな準防火地域指定区域が残ることとなるため、建物倒壊危険度及び火災危険度ともに清水町と同等である本町においても、周辺の防火規制と合わせ、防災上火災を抑制する必要があるため、要綱（7）に該当する。

なお、環状7号線より南側の本町の地区は、平成25年に区域指定をしており、今回の指定によって、本町全体で同じ防火規制となる。

以上より、建築物の不燃化を促進し、より災害に強いまちづくりを実現するため、東京都建築安全条例7条の3第1項に規定する区域（新たな防火規制区域）として指定する。

・ 位置図及び区域図 別添1及び別添2



区域図

区域面積 : 約 58.15ha  
 (内 訳) 防火地域 約 13.34ha  
 準防火地域 約 44.81ha

